

第1節 検査機関の登録

節名…追加〔平成11年8月法律121号〕、改正〔平成15年6月法律76号〕

（登録）

第29条 第9条第1項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分（以下単に「特定電気用品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第31条第1項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

本条…一部改正〔昭和58年5月法律57号〕、全部改正〔平成11年8月法律121号〕、一部改正〔平成11年12月法律160号〕、2項…追加〔平成11年12月法律204号〕、見出…全部改正・1・2項…一部改正〔平成15年6月法律76号〕

解説

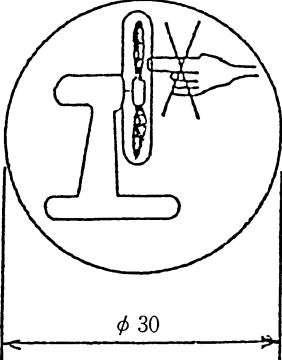
本条は、適合性検査を行う国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録は、適合性検査を行おうとする者の申請を待って行うものであることを定めたものである。

- 1 申請者の記載事項及び添付書類は次のとおり（省令第20条参照）。
 - ① 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの
 - ② 申請者が法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書面
 - ③ 申請者が法第31条第1項各号の規定に適合することを説明した書類
- 2 「経済産業省令で定める特定電気用品の区分」とは、特定電気用品の中で、共通の設備を用いて適合性検査を行うことができるものを一つの区分にまとめて、これを登録の単位としたものである。
- 3 経済産業大臣は、本法の的確かつ円滑な施行を確保する観点から、機構に、第9条第1項の登録を受けようとする者が第31条第1項各号に規定する登録の基準に適合しているかどうかに関する専門的知識を要する調査を、行わせることができる。
- 4 経済産業大臣は、第9条第1項の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない（第44条第1号）。

技術基準 該当記号	細	則
1(2)ナ	<p>1 次に掲げるものは、「人が触れるおそれのある可動部分」とはみなさない。</p> <p>(1) 機器に取り付けられているものであつて、床面より1.8m以上の高さにある可動部</p> <p>(2) 構造上天井取付け型専用とみなせるものの可動部</p> <p>(3) 卓上型又は床上型のものの外郭の裏面又は底面の開口部から内側に向かって開口の短径の2倍の長さ以上奥の位置にある可動部</p> <p>(4) 器体の質量が40kgを超えるものであつて、器体の外縁から床面までの高さの2倍の距離以上外縁から奥にある次に示す底面の可動部</p> <div data-bbox="518 759 831 1058" data-label="Diagram"> </div> <p>床 面</p> <p>2 回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては別表第四1(2)ハに掲げる試験指を2Nで、その他のものにあつては10Nの力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてある」とみなす。</p> <p>3 次に適合するものは、「傷害等の危険が生ずるおそれのないもの」とみなす。</p> <p>(1) 扇風機、換気扇、送風機（エアーカーテン）及びサーキュレーター</p> <p>イ 回転が目視により容易に判別でき、かつ、触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては、保護わく又は保護網の間隔が25mm以下であるもの</p> <p>ロ 高所取付け用の表示があるものであつて、かつ、触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるもの</p>	

〔電気七五〕

一四七三の九二

技術基準 該当記号	細	則
	<p>換気扇及びサーキュレーターの例示 壁等の高所に取り付けるもの</p> <p style="text-align: center;"> 高所取付用 又は 高所 取付用 </p> <p>(備考)表示の大きさ(面積)は、約3cm²以上とし、本体外面の見やすい箇所に表示すること。</p> <p>ハ 次のようなラベルが見やすい箇所に貼り付けてある場合は、危険である旨の表示とみなす。</p> <p>(イ) 扇風機の例示(羽根に貼る場合にあつては、羽根の前面及び背面に各1箇所)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(備考) ラベルの色は、目立ちやすい色であること。</p>	

〔電気七五〕

一四七三の九三

○電気用品の範囲等の解釈について

〔平成17年11月1日〕
〔経済産業省商務情報政策局〕
〔消費経済部製品安全課〕

沿革 平成18年11月14日更新

(定義)

電気用品名とは、電気用品の型式の区分における品名をいう。

I 共通事項

- (1) 電線、ヒューズ、配線器具、電流制限器、小形单相変圧器、放電灯用安定器、電線管類、電圧調整器及び小形交流電動機以外の電気用品の2以上の電気用品の機能を兼ねる電気用品（以下「複合品」という。）にあっては、次のように取り扱う。

イ 1の電源スイッチを共用するとき及びいわゆるアタッチメント方式であるときに係る事業の届出その他の電気用品安全法に基づく手続きは、1の電気用品名に係る当該手続きをもって足りる。ただし、2以上の電気用品の機構が構造上独立しているときは、当該それぞれの電気用品名ごとにそれぞれ手続きを要することとする。

なお、「1の電源スイッチを共用する」とは、複合品の各機能の使用について、原則として同一のスイッチ（切替えスイッチ）により切り替えることをいう。

ロ イにいう「1の電気用品名」は、主たる用途であること又は消費電力が最大であることによることとし、これが困難であるときは、政令で定める順序が前である電気用品の当該電気用品名とする。ただし、特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品との複合品においては、当該特定電気用品の電気用品名とする。

- (2) 交流を電源とする機械器具であって、器体の外部にある小形单相変圧器（2次電圧が100ボルト未満のものに限る。）によって変換された電気をさらに接続器（容易に取り外しのできるものに限る。）を介することにより電源として用いるものは、100ボルト未満の電路に用いるものと解釈し、対象外として取り扱う。ただし、電圧等を制御するための特定の信号線を有するもの等限定された用途のた

様式第1

電気用品事故等報告書

年 月 日 (改)

年 月 日

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課長 殿

所轄経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室長 殿 (内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課長を含む。)

報告者の社名

報告者の役職及び氏名

整理番号	年号下2桁—各事業者略称—電気用品名称—通し番号 (電気用品ごと)	
1 事故等の内容		
発生日時	年 月 日 (曜日) 午前 (後) 時 分頃	
事故発生場所及び氏名		
被害状況	人身	感電、火傷、その他 ()、氏名 歳、男・女
	物損	製品発煙、製品発火、製品損傷、火災 (周囲焼損)、火災 (建家焼損)、その他 ()
品名(ブランド) 型名・定格		
電気用品名 (製品名)		
製造者名・住所 工場名・住所		
製造(輸入) 期間等	年 月 日 ~ 年 月 日 製造(輸入) 台数 台、販売台数 台	
適合性検査又は 製品認証時の型 名及び改善指示 箇所等 (検査機		

〔電気一三一〕

一四九五の六

○各種手続きの方法

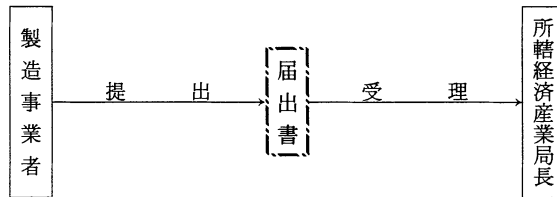
電気用品を製造又は輸入する場合の届出等の手続きについては、法律、政令及び省令に関係条文が規定されているが、これらの手続き方法を示すとおおむね次のようになっている。

1 製造事業者及び輸入事業者の事業開始の届出

法第3条の規定により事業の届出をしようとする者は、施行規則第2条（別表第一）で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から30日以内に、施行規則様式第1による届出書を提出すること。

(1) 製造事業者の場合

- ① 1の届出区分に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が1の経済産業局の管轄区域内にある場合



- ② 1の届出区分に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が2以上の経済産業局の管轄区域内にある場合

